

# みやぎ復旧・復興工事ゼロ災運動 推進協議会だより(平成28年11月号)

〔第2次ステージ運動スローガン〕

**高めよう安全意識 加速させよう復旧・復興 達成しようゼロ災害**

**トップの決意とみんなの実行で、年末年始もゼロ災害！**

**平成28年度 宮城における年末・年始労働災害防止強化運動について**

宮城労働局では、県内すべての労働者が健康で労働災害のない明るい年末・年始を迎えられるよう「平成28年度 宮城における年末・年始労働災害防止強化運動」を展開し、年末・年始における労働災害防止活動の積極的な推進を図ることとしています。

・実施期間 平成28年12月1日から平成29年1月31日まで

・目 標 年末・年始労働災害防止強化運動期間中における労働災害の大幅な減少

・期間中に実施する事項

- ① 経営トップによる安全衛生方針の決意表明及び安全衛生パトロールの実施
- ② 安全管理者、衛生管理者、産業医、安全衛生推進者等の選任と職務の確実な遂行
- ③ 安全衛生管理活動の点検・評価（Check）及び新年（度）の安全衛生管理年間計画の作成及び実施（Action）
- ④ 安全朝礼、作業開始前のTBM、4S活動、KY活動の励行及び安全な作業方法の周知徹底
- ⑤ リスクアセスメントの取組など自主的安全衛生管理活動の実施
- ⑥ 凍結・積雪による滑り等による転倒災害防止対策の実施
- ⑦ トラック荷台、はしご・階段等からの墜落・転落災害防止対策の実施
- ⑧ 機械による「はさまれ・巻き込まれ災害」の防止対策、機械設備の作業前点検等の実施
- ⑨ 「交通労働災害防止のためのガイドライン」に基づく交通労働災害防止対策の実施
- ⑩ 「みやぎ復旧・復興工事ゼロ災運動」（第5次期間）による労働災害防止対策の実施
- ⑪ 健康診断結果に基づく適切な事後措置の実施
- ⑫ メンタルヘルス対策・過重労働対策の推進
- ⑬ ストレスチェック制度の普及促進
- ⑭ 化学物質による健康障害防止対策の推進
- ⑮ 受動喫煙防止対策の促進
- ⑯ 高齢労働者への安全対策、「職場における腰痛予防対策指針」に基づく腰痛予防対策の実施
- ⑰ 火気を取り扱う職場における火気の点検・確認等の実施
- ⑱ 「年末・年始労働災害防止強化運動」用ポスターの掲示、安全衛生旗の掲揚等運動の「見える化」の促進
- ⑲ ※みやぎ過労起因災害防止強調運動の取組、その他、安全衛生意識を高揚するための行事の実施  
※詳細は、裏面をご覧ください。

**「木造家屋建築工事における労働災害防止研修会」が開催されました！**

平成28年11月17日宮城県建設産業会館において、みやぎ復旧・復興工事ゼロ災運動の下半期の取組として木建工事業者を対象とした研修会が開催されました。関係者104名の方々に参加いただき、宮城労働局担当官から「災害事例等に見る問題点について」や木建委員会指導員（支援センター指導員）の佐々木養悦氏から「あなたがやれば現場が変わる」と題して研修が行われました。今回は、初めての試みとして、墜落・転落災害防止をテーマとした「グループ討議」も取り入れ、参加された方々は、各職場の安全対策の取組などについて熱心な情報交換が行われました。

**みやぎ復旧・復興工事ゼロ災運動推進協議会**  
**(事務局 宮城労働局労働基準部健康安全課)**

# 平成28年10月末建設業の災害速報

## 先月に引き続き木造家屋建築工事業で急増しています。

平成28年10月末の全産業の死傷者数（休業4日以上）は、1,855人と前年同期比で+92人（+5.2%）と先月に引き続き増加しています。

建設業では、339人と対前年同期比で+44人（+14.9%）の増加となっています。中でも、木造家屋建築工事業では、97人と対前年同期比で+34人（+54.0%）と先月に引き続き急増しています。

また、死亡者数は、全業種で13人と前年同期比で3人の減少ですが、建設業では5人と前年同期比で2人の増加となっています。これから年末年始の時期を控え、労働災害が増加傾向となるため、「宮城における年末・年始労働災害防止強化運動実施要綱」に基づき、労働災害ゼロを目指し職場の再点検をお願いいたします。（詳細は、宮城労働局HPを御覧ください。）

### みやぎ過労起因災害防止強調運動の実施について（お知らせ）

事業主各位

平成28年11月

宮城労働局

過労を原因とする労災事故や健康障害の防止を  
～みやぎ過労起因災害防止強調運動の実施について～

日頃より、労働行政の運営につきましては、格別の御理解と御協力を賜り厚く御礼を申し上げます。

さて、宮城県内の労働災害件数は、本年に入り主要産業で大幅な増加が続いており、これから年末、年度末の繁忙期を迎えさらに拍車がかかる懸念があります。労働災害の発生要因には様々ものがありますが、一般に過労運転など過労状態での作業は注意力の低下に伴うヒューマンエラーを惹起しやすくなるといわれ、良好な睡眠と休養を確保することが安全作業の必須要件になるものです。

一方、長時間労働が原因となる脳・心臓疾患（過労死等）や精神障害（自殺案件を含む）に係る労災認定事案は当局でも高水準で推移しております。

このような状況を踏まえ、宮城労働局では、過労を直接・間接原因とする労災事故と、過重労働による健康障害等を合わせて「過労起因災害」として、その防止を働きかけることとしました。

つきましては、当該趣旨を御理解いただき、11月の「過労死等防止啓発月間」等を契機に、貴事業場におかれまして下記事項を参考にお取組みいただきますようお願いいたします。

記

1. 経営(事業場)トップによる過労起因災害防止宣言(所信表明)の実施
2. 安全衛生委員会等の場での過労起因災害防止対策に係る調査・審議の実施
  - (1) 長時間労働者の健康障害防止を図るための対策の樹立(確認・改善)
  - (2) 労働者の精神的健康の保持を図るための対策の樹立(確認・改善)
  - (3) 過労状態での作業の危険性について社内安全教育の計画樹立
  - (4) 過労運転等過労状態で禁止される作業のピックアップと防止対策の樹立
3. 過労運転等過労状態での作業を防止するための社内安全ルールの作成と実行
4. 長時間労働の削減、休暇の付与等の過労防止対策の具体的目標の作成と周知
5. 長時間労働者への医師のよる面接指導等健康障害防止対策の確実な実施
6. ストレスチェックの実施を含めたメンタルヘルス対策の実施

本運動に関する参考資料等は宮城労働局ホームページに掲載しております。適宜ダウンロードしてお使いください。

資料2 参考資料

## 過労起因災害?を防止しましょう!

過労が起因となる労災事故や過労死等・メンタルヘルス不全を防止しましょう!

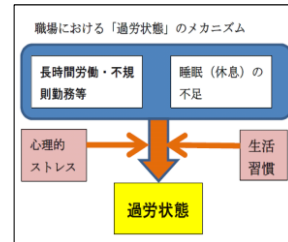
宮城労働局 労働基準部 健康安全課

### 1 過労状態の危険性とは?

過重労働（オーバークック）、蓄積疲労など過度な疲労から、必要とされる行動がとれない心身の状態を指します。（労働安全衛生総合研究所 高橋正也）

過労や睡眠不足になると、右のような事故を招く行動につながるとされています。

また、当然のことながら、作業効率の低下や判断ミスで仕事全体のパフォーマンスを落とすこととなります。



過労や睡眠不足により、覚醒度の低下が事故を招く行動につながる仕組みには次のものが含まれます。

- ・ 危険な状態での注意力の欠如
  - ・ 危険をはらんだ大きな問題に気づかず、些細な問題に気づけなくなる
  - ・ 危険を予知できない
  - ・ 注意力散漫
  - ・ 無意識行動
  - ・ 安全を脅かす状況でのマイクロ睡眠
  - ・ 問題の重大性を察知できない
  - ・ 警告のサインを見落とす
  - ・ 論理的な判断ができない
  - ・ 不適切な修正行動
- （マーチン・ムーア・アイト著「大事故は夜明け前に起こる」より）

### 2 睡眠5時間未満の運転者は「ヒヤリハット体験」が2.3倍!

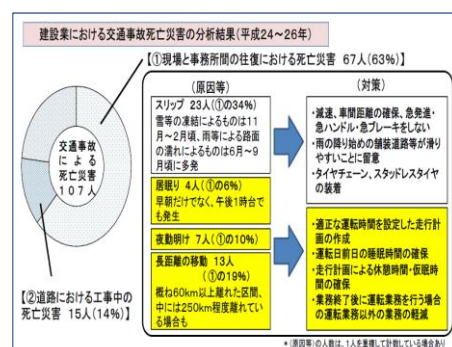
睡眠時間5時間未満の運転者は、5時間以上睡眠をとった運転者に比べ、居眠り運転をした人が3.3倍、ヒヤリハット体験をした労働者が2.3倍に及んでいます。

2006年度 厚生労働省 「過労運転等による交通労働災害防止に係る調査研究より」

### 3 出張作業中の交通事故の死亡災害では、35%に過労の疑いが!

厚生労働省の調査によると、建設業での交通死亡災害の63%が現場と事務所の往復中の事故でした。このうち居眠り・夜勤明け、長距離の移動等過労運転が疑われる事故が35%となっています。

運転業務は適正な運転時間の設定、睡眠時間や休憩時間の確保が重要です。



(詳細は、宮城労働局HPを御覧ください。)

みやぎ復旧・復興工事ゼロ災運動推進協議会  
(事務局 宮城労働局労働基準部健康安全課)